




議員提出議案第6号

平成25年9月9日

逗子市議会議長 塔本正子 殿

逗子市議会議員 橋爪明子 
同 岩室年治 
同 加藤香子 

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年度における議員報酬の特例）

6 議長、副議長及び議員に係る平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における議員報酬の支給に当たっては、第2条に定める月額から同条に定める月額に議長にあつては100分の10、副議長にあつては100分の8、議員にあつては100分の6を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(提案理由)

議長、副議長及び議員の議員報酬について減額措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。